

岩手県告示第690号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和3年9月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和3年8月27日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 有限会社新栄建設工業
  - イ 主たる営業所の所在地 紫波郡紫波町片寄字土手田122番地
  - ウ 代表者の氏名 畠山正志
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第7096号
- (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和3年8月26日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和3年9月7日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 広田技建
  - イ 主たる営業所の所在地 陸前高田市小友町字鳥越9番地1
  - ウ 代表者の氏名 村上順治
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第9434号
- (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和3年9月1日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。